

## 一般財団法人丸亀市観光協会WEBページバナー広告募集要項

一般財団法人丸亀市観光協会(以下、当協会といいます。)のWEBページのトップページに、バナー広告を掲載する希望者を募集します。

### 1 広告について

位置	トップページ下部(位置は当協会が決定します)
大きさ	縦 63×横 220(ピクセル)
枠数	6枠
容量	20KB 以内
形式	JPG 形式
掲載期間	1か月単位(原則1日から月末まで)
掲載料金(税別)	1枠 8000 円/月

### 2 申し込み方法、期限等

申し込み方法	広告掲載申込書(様式第1号)に広告の内容がわかる原稿案その他書類を添えて、直接下記へ申し込んでください。
申し込み先 (問い合わせ先)	〒763-0045 丸亀市新町 6 番地 2 一般財団法人丸亀市観光協会 宛 Tel/Fax 0877-22-0331 E-mail marugamekankou@cello.ocn.ne.jp
掲載申し込み期限	掲載希望日の 10 日前
掲載料の納入期限	掲載希望日の 10 日前
原稿提出期限	掲載希望日の 7 日前(原稿作成は広告主)

### 3 広告の選定方法

広告の選定は、抽選等により決定します。

### 4 広告掲載の決定

広告掲載の承諾・不承諾を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に通知します。

### 5 広告内容等の変更

社会情勢の変化や、各種法令等の変更等により、広告内容が不適切と思われる場合は、広告掲載の承諾決定通知を受けた人(以下「広告主」といいます。)に対して内容の変更等を求めることがあります。

## 6 広告料の納入について

複数月契約による割引はありません。毎月前月の25日までに現金または振込によりお支払いください。振込による支払いの場合手数料は広告主負担とします。

## 7 広告掲載の取り消し

広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しない場合や原稿を提出しない場合、その他、理事長が広告の掲載が適切でないと判断した場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。その際、既に納付された広告掲載料は返還しません。

## 8 広告掲載の取り下げ

広告主は、文書で申し出ることにより、広告を取り下げることができます。取り下げの申し出のない場合は原則更新となります。掲載終了希望日の10日前までにお申し出ください。

## 9 広告掲載期間の延長

広告主に責任が無く、当協会が広告を1日6時間以上掲載できなかったときは、1日単位で掲載期間を延長します。延長できない場合は、未掲載期間の広告掲載料を日割り計算により返還します。

## 10 広告主の責務

広告主は、一般財団法人丸亀市観光協会 WEB ページに掲載された広告及びそのリンク先の内容に関する一切の責任を負うものとします。広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利処理が完了していることを、理事長に対して保証しなければなりません。また、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

## 11 その他

バナー広告の設置により一定のアクセス件数を保証するものではありません。またバナー広告へのアクセス数の集計は行っておりませんのでご了承ください。